

福島大学における女性活躍推進法に基づく情報公表

●役員・管理職に占める女性の割合

	令和5年4月1日現在の女性比率
役員	25.0%
管理職	13.8%

●事務系職員の有給休暇取得率 47.5%

(令和3年に付与された年休について、付与日から1年間の取得率の平均を算出)

●男女の賃金の差異に関する公表事項

すべての労働者	60.3%
うち正規雇用労働者	81.5%
うち非正規雇用労働者	82.0%

【対象期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日

【注釈・説明】

- ・賃金額には基本給、超過勤務手当・通勤手当等各種手当及び期末勤勉手当を含む。退職手当は除く。
- ・正規雇用労働者は、雇用期間の定めがなくフルタイムで勤務する教職員。出向者除く。
- ・非正規雇用労働者は、雇用期間の定めがある教職員。契約職員、パートタイム職員、非常勤講師、嘱託職員を含み、派遣職員を除く。

【差異についての補足説明】

- ・正規雇用労働者及び非正規雇用労働者ともに、雇用形態ごとに同一の給与表が適用されており、同一条件下では男女間の賃金に差異はない。ただし以下の理由により差異が生じている。
 - ①正規雇用労働者の男女別人数は、男性322名（うち教員245名・事務職員77名）・女性118名（うち教員67名・事務職員51名）と、男性が女性の3倍弱となっている。
また、教員と事務職員では相対的に教員の給与が高いこと、男性の年齢構成は50代が最も多く、次いで40代、30代と続いている一方で、女性の年齢構成は30代が最も多く、次いで50代、20代と続いている。
 - ②非正規雇用労働者の男女別人数は男性161名・女性177名となっており、全体としては同程度の比率となっているが、男性は研究員等の勤務年数が長いフルタイム勤務の契約職員の比率が高い一方、女性は勤務年数が短いパートタイム職員の比率が高い。
 - ③すべての労働者の差異を算出すると、比較的給与額が高い男性の正規教職員の比率が高いことにより、全体の差異はより大きくなる結果となっている。